

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇 〇〇

処 分 庁 国分寺市長

審査請求人が平成28年5月20日に行った処分庁による平成28年度固定資産税・都市計画税の賦課処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

審査請求人は、国分寺市〇〇〇丁目X（以下「本件土地」という。）の所有者である。

平成28年4月22日、審査請求人は、処分庁に対し、本件土地のうちの私道部分（以下「本件私道」という。）に係る固定資産税・都市計画税非課税申告書（以下「非課税申告書」という。）を提出した。

同年5月2日、処分庁は、本件土地に係る平成28年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に通知した。

同月6日、処分庁の担当職員は本件土地につき現地確認を行い、本件私

道が「公共の用に供する道路」と認定することができるものであることを確認した。

同月20日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、以下のように解される。

私道部分の土地の課税免除については土地所有者による非課税申告書の提出によるものとされているが、この件に関する市民への周知は年1回の市報への掲載のみであり、市は長年周知を怠ってきた。

本件私道は、道路台帳には私有地と記載されているが、道路管理に関する台帳には舗装の記録等を含んだ道路形状が記載されており、市が道路として認識していることは明白であることから、非課税申告書が提出された段階で、速やかに固定資産税等に関する評価を改め、平成28年度の税額も是正されるべきであり、同年度の固定資産税等について本件私道を非課税としなかった本件処分は違法又は不当であり、その取消しを求める。

#### 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、以下のように解される。

分筆されていない私道の非課税認定基準は、国分寺市固定資産（土地）評価事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第9章第1節第2項の規定により、分筆されている私道の非課税認定基準の要件を満たし、かつ、有資格者が作成した測量図等によって道路部分又は道路部

分以外の位置及び地積が明確に判断できること、と定められており、また、当該非課税認定基準の要件を満たす非課税申告書の提出が1月末日までに行われた場合、その年の4月1日から始まる年度分から非課税と認定することとされている。

非課税申告書の提出が行われたのは平成28年4月22日であるから、分筆されていない私道の非課税認定基準の要件を満たしている場合であっても、平成28年度は非課税の認定を行わないとしたものであり、審査請求人の主張に理由はない。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

#### (1) 地方税法及び国分寺市市税賦課徴収条例

固定資産税等の賦課に関して、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び国分寺市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第5号。以下「条例」という。）は、次のとおり規定している。

固定資産税等の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日である（法第359条、法第702条の6、条例第45条、条例第154条）。

総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続たる評価基準を定め、これを告知しなければならない（法第388条）。

市町村長は、総務大臣の定める固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない（法第403条）。

市町村長は、固定資産の価格等を毎年3月31日までに決定しなければならない（法第410条）。

市町村は、公共の用に供する道路について固定資産税等を課すること

はできない（法第348条，法第702条の2）。

## (2) 固定資産評価基準

総務大臣の定める固定資産評価基準は，土地の地目の認定に当たっては，当該土地の現況及び利用目的に重点を置き認定するものとしている。また，土地の評価額を求める場合に用いる地積については，原則として，登記簿に記載されている土地については登記簿に登録されている地積によるものとしているが，登記簿に記載されていない土地については現況の地積によるものとしている（第1章第1節）。

## (3) 事務取扱要領

市長の定める事務取扱要領は，分筆されていない私道の非課税に関する取扱いについて，私道認定基準の要件を定めるとともに，非課税申告書に有資格者の作成した測量図等の必要書類を添付して提出することにより認定するものとしている（第9章第1節）。

また，当該非課税申告書の提出が行われた日が1月1日から1月末日である場合はその年の4月1日より始まる年度分から非課税と認定し，1月末日より後である場合は，その次の年の4月1日より始まる年度分から非課税としている（同）。

## (4) 道路法

道路法（昭和27年法律第180号）は，第2条において，同法における道路を「一般交通の用に供する道路で次条各号に掲げるもの」と規定し，第3条第4号において市町村道を規定している（第2条，第3条）。

## (5) 建築基準法

建築基準法（昭和25年法律第201号）は，第42条において，同法における「道路」の定義を「次の各号の一に該当する幅員4メートル

（（略））以上のもの」と規定し、同条第5号において、「土地を建築物の敷地として利用するため道路法（略）によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの」と規定している（第42条）。

#### (6) 私道整備に関する取扱規則

国分寺市の私道整備に関する取扱規則（昭和47年規則第16号）は、市内における私道敷地において、交通の円滑と生活環境の整備を図るため、市が整備を行うために必要な事項を定めた規則である（第1条）。

同規則における「私道」の定義は、道路法又は国分寺市特定公共物管理条例の適用を受ける道路以外の道路で、常時一般の交通の用に供されているものとしている（第2条）。

この規則による整備の対象となる私道は、「公道又は主要な私道から公道又は主要な私道に接続している私道で、幅員がおおむね4メートル以上のもの」その他の基準を満たすものである（第3条）。

## 2 本件処分について

### (1) 非課税申告書の提出に関する周知の態様と本件処分について

審査請求人は、非課税申告書の提出に関する市民への周知が年1回の市報への掲載のみであり市が長年周知を怠ってきたことを本件処分の取消しを求める理由として主張する。

この点につき、処分庁は、分筆されていない私道の非課税申告に関して、例年11月15日付けの市報において、申告の期限を示した「分筆されていない私道でも非課税申告ができます」という記事を掲載している。それに加え、ホームページにおいては、例年11月より3か月程度の間、同内容の記事を掲載しているほか、「申請書ダウンロード」ページにお

いて、「固定資産税・都市計画税非課税申告書」を掲示している。

本件審査請求に係る国分寺市行政不服審査会による答申（平成29年3月31日付け平成28年度答申第1号。以下「答申」という。）において付言として言及のあったとおり、効果的な周知の方法について検討の必要性はあるものの、非課税申告書の提出に関する周知について、その時期、回数等を具体的に定め処分庁に義務付ける法令又は条例の規定は特に存在せず、長年周知を怠ってきた事情は認められないことから、処分庁による周知の態様は、本件処分を違法又は不当とする理由とはならない。

(2) 事務取扱要領に規定する当該年度の申告期限を過ぎた非課税申告書の取扱いと本件処分について

ア 審理関係人の主張と争点

審査請求人は、非課税申告書が提出された段階で、速やかに固定資産税等に関する評価を改め、平成28年度の税額も是正されるべきであると主張する。

これに対し、処分庁は、非課税申告書は事務取扱要領に定める申告期限後に提出されたものであるため、当該年度の非課税認定はしないと主張する。

事務取扱要領に基づき行われた本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

イ 事務取扱要領の規定の合理性

事務取扱要領に定める非課税申告に関する取扱いの内容は、1(3)に記載のとおりである。

非課税申告書に必要書類を添付して提出することにより非課税の認定をすることとする取扱いについて、処分庁は、未分筆の私道の場合

は、非課税部分の位置及び地積が客観的に明らかではなく、市が職権により確定させることは困難であることをその理由とする。

この点について、固定資産評価基準に定めのない事項について市町村長に裁量があることは、裁判例（福岡地判昭和52年9月14日）にも認められているところである。

固定資産評価基準は、1(2)に記載のとおり、登記されていない土地については地目及び地積についても現況によることを原則としていることから、分筆されていない私道の非課税に関する取扱いにおいても、位置及び地積を確定させるために当該取扱いとすることは合理的な裁量の範囲内であると解され、それ自体違法又は不当とはいえない。

次に、当該年度の非課税について、非課税申告書の提出期限を1月末日までとすることについても、当該年度の固定資産の価格は3月末日までに決定しなければならず、統一的な基準により評価の均衡を確保するという法の趣旨に鑑みれば、それ自体違法又は不当な取扱いとはいえない。

しかしながら、法は、公共の用に供する道路については、固定資産税等を課することはできないと規定しており、また、その取扱いについて所有者等に申告を義務づける規定は存在しないところ、法規性を有しないいわゆる内規である事務取扱要領を根拠として審査請求人に義務を課し、その権利を制限することは適当ではない。

したがって、非課税申告書が事務取扱要領に規定する当該年度の申告期限後に提出された場合であっても、そのことを理由に当該年度の非課税認定を認めないとする取扱いは適当ではなく、審査請求においては賦課期日時点の現況が法第348条第2項第5号の非課税要件に該

当していたかどうかに基づき判断されるべきものと解される。

ウ 本件私道に係る経過及び賦課期日時点における現況について

本件私道は、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき、昭和33年に同号の指定がなされているいわゆる位置指定道路であるが、市道としては認定されておらず、道路法第2条第1項に規定する道路ではない。また、国分寺市の私道整備に関する取扱規則の規定に基づき、昭和60年に当時の所有者から申請がなされ、以後一般交通の用に供されているものとして、市が維持及び管理を行っている。

以上の事実からすれば、本件私道が、本件処分に係る固定資産税等の賦課期日である平成28年1月1日時点において、公共の用に供する道路として、法第348条第2項第5号に規定する非課税の要件を満たしていたことは明らかであり、また、その位置及び地積についても、非課税申告書に添付された図面のとおりであったと解することに疑いの余地はない。

エ 結論

以上の事実を鑑みれば、賦課期日時点において本件私道は、法第348条第2項第5号の非課税要件に該当し、その位置及び地積が確定していたと認められるにもかかわらず、申告期限を経過したことを理由に本件処分を維持することは、同項の規定に反するものであり違法であるから、当該処分は取り消されるべきものといわざるを得ない。

(3) 審理員意見書について

本件審査請求に係る審理員意見書（平成28年12月9日付け国審理発第16号）の内容は、本件審査請求は棄却すべきであるというものであるが、答申の結果をふまえ、以上のとおり解することが適当であると判断し、



本件審査請求を認容するものとする。

### 3 結論

以上のとおり，本件審査請求は理由があると認められることから，行政不服審査法第46条第1項の規定により，主文のとおり裁決する。

平成29年5月16日

審査庁

国分寺市長 井 澤 邦 夫